

人吉市農業委員会定例総会

(第5回)

令和4年5月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年5月25日

人吉市役所 4階 議会会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 23 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 24 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 25 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 26 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員
会の意見決定について
日程第 5 議第 27 号 空き家に付属した農地指定について
日程第 6 議第 28 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簀 田 秀 彦

同	18番	渕上澄雄
同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東照
同	24番	東悟
同	25番	原口政廣

議事録署名農業委員 7番 福屋智香子
議事録署名推進委員 12番 西門泰人

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	渕田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会：9時35分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第5回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に7番委員、12番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第23号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第23号 朗読

○（議長）1番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（議長を職務代理者と交代する）

○（職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。

1 番について 10 番委員の調査報告をお願いします。

- (10 番委員) おはようございます。議案書の 1 ページをご覧ください。農地法第 3 条の許可申請に対する 1 番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田と畑でございます。農振区分は田が農用外で、畑が農用内でございます。面積は田が 2,692 m²、畑が 812 m²で合計の 3,504 m²でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。権利種別は 3 条の無償移転となっております。譲渡人は農業経営の廃止となっており、譲受人は農業経営の拡大です。無償移転ということでこれは贈与となっておりますが、譲渡人と譲受人は姉弟になります。高齢になられてからの贈与というのは、少し不思議に感じられると思いますが、この 2 人の間に男兄弟さんが 2 人いらっしゃったそうですが、既に亡くなっております。譲渡人は 72 歳でございますが、農業経営は今後やっていけないとのことで、お姉さんである譲受人のほうに相談をされたそうです。譲受人には息子さんがおられ、息さんが申請地を管理していくという話を聞いております。調査書をご覧ください。調査書の 1 番、3 番、5 番、7 番は該当しないと判断いたしました。皆様方のご審議の方をよろしく願いいたします。

- (職務代理者) ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (職務代理者) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

(議長を会長と交代する)

- (議長) 2 番から 3 番まで続けて 7 番委員の調査報告をお願いします。

- (7 番委員) おはようございます。農地法第 3 条の 2 番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田と畑、農振区分は農用外です。面積は田が 1,

177㎡、畑が535㎡、合計の1,712㎡となっております。3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請地は譲渡人の祖父が作っておられたとのことで、亡くなられてから40年来、譲受人が借りて耕作をされておりましたが、ここ数年、管理が出来ないということで一旦、返されたそうです。しかし、譲渡人から「買って欲しい」との相談があったということで、今回の申請に至ったとのことです。申請地は昨年の雨で少し土砂が入り込んでいますので、それを撤去してから耕作をしたいということでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番とも該当しないということで、何ら問題はありませんでした。

次に3番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。位置図は5ページとなっております。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は511㎡、3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。先ほどの2番と譲渡人が同じですが、譲受人が30年来、申請地を借りて作っておられたということで、そのまま継続で購入する話になり、今回の申請になっております。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番とも該当しないということで、何ら問題はありませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございます。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

日程第2・議第24号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第24号 朗読

○（議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（4番委員）おはようございます。それでは農地法第4条の1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外となっております。面積は480㎡のうち117.66㎡となっております。申請人も記載のとおりでございます。転用目的、転用理由といたしまして、駐車場の整備となっております。申請人の自宅に2台分の駐車スペースがありますが、お客さんが来られたり、子供さんが帰省された際にすぐ横の道に停められたりしていたということで、事故等の心配をされまして、今回の申請をされたということでございます。備考欄にあります、事前着工で始末書が添付されております。工事も8割済んでおりまして、あとの工事につきましては、何か問題が発生した場合には、迅速に対応し、責任を持ってやっていくということでございました。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断したところでございます。皆様方のご審議の方よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）農地法第4条の2番について報告いたします。農地の所在は記載のとおり

です。地目は畑、農振区分は農用外となっております。面積は75㎡、申請人は記載のとおりです。転用目的、転用理由といたしまして、家の通路となっております。これは、道から庭に入る通路として家の前の畑を崩して、通路を作られており、既転用となっております。始末書が出ております。後ほど、残った畑は空き家に付属した農地として申請がされる予定となっております。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、その他の農地、第2種農地となっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。

「なし」の声あり

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第3・議第25号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第25号 朗読

- （議長）1番について8番委員の調査報告をお願いします。

- （8番委員）農地法第5条の1番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で、農振区分は農用外、面積は285㎡となっております。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。備考としてこの農地は第3種農地となっております。譲受人は現在、令和2年7月豪雨災害の浸水地域に居られて、安全な場所に移転したいということと申請地は譲受人とご主人の実家に近く、将来的に親の面倒を見るときにも利便性が高いということで、この場所を選定されたそうです。事業計画の排水計画、雨水については、既設道路側溝に排水し、生活雑排水及び汚水は下水道に接続して処理をするということでした。被害防除計画、造成中の被害防除については、一部すき取り後、擁壁により土留めをするということでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分について

は第3種農地です。農地の区分と転用目的、第3種農地の転用は許可することができます。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）農地法第5条の2番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、位置図は9ページとなっております。面積は388㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的、転用理由といたしまして、個人住宅の建設となっております。ここは第1種農地、農業振興地域内、都市計画区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。ここは第1種農地ではありますが、住宅が点在する場所でありまして、近くには市営団地もあり、農地の外れにもなっておりますので、第1種農地でも何ら問題ない所でございます。給水はすぐ近くに公共の上水道がありますので、それを利用するというのでした。生活雑排水などは浄化槽を設置するというのでした。雨水については、敷地内浸透と自然乾燥及び自然勾配にて排水するとなっております。被害防除につきましても造成中に諸問題等が発生した場合は双方で解決するとなっておりますので、何ら問題はありませんでした。実質審査表をご覧ください。立地基準は第1種農地。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。立地条件といたしまして、1番、3番、6番、8番とも適当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について6番委員の調査報告をお願いします。

- (6番委員) 議第25号、農地法第5条申請に対する3番の報告をいたします。まずは議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆合計の1,583㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりで、転用目的は建設機械・車両等の駐機場及び駐車場、倉庫となっております。農地区分は第1種農地で農業振興地域内、都市計画区域外となっております。申請地は別紙の位置図10ページのとおりとなっております。こちらに関しては既転用でありまして、始末書も出しております。経緯を簡単に説明いたしますと、今、経営している会社の前身、前の会社の時に実はこの事業計画区域内に3筆の農地がありまして、そちらに関しては許可を得ていたということでした。ただそれが、事業譲渡によって今の会社が取得する形になるのですが、その事業譲渡の際の書類の確認不足等によって、今、既転用となっている部分に関しても許可があったものと勘違いをして、実際、既転用の状態になっていたと報告を受けております。「今後はコンプライアンスとチェックを確実に行って十分に注意を払っていきます」というところで報告を受けております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地の区分は第1種農地です。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。4番について9番委員の調査報告をお願いします。

- (9番委員) おはようございます。議第25号、農地法第5条の許可申請に対する4番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で331㎡、農振区分は農用外です。所有権移転でありまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は、個人住宅の建設であります。農地区分は第1種農地で、農業振興地域内、都市計画区域外であります。この申請地は、非耕作地、現在は耕作されておられません。しかし、その周辺は住宅が建ち並んでおりまして、すぐ近くに中学校があります。着工と完了は記載のとおりでございます。申請地は別紙の位置図11ページのとおりでございます。事業計画書と本人からの聞き取りによると、まず、土地の選定理由は、「私たちの勤務地の間に位置する市内に土地を探したところ、知人の紹介により申請地を譲り受けることになりました。高速道路のスマートインターや大型商業施設も近くにあり、環境も良く住宅用地として適している」とのことでした。事業の目的及び必要性については、「現在は、市内のアパートに住んでおり、申請地付近は、浸水等の災害もないところでありまして、また、将来のことを考え、住宅の建築を考えるようになりました」ということです。給排水計画につきましては、給水については、市道上水道に接続し、給水いたします。雨水、生活雑排水、汚水については、雨水は地下浸透により処理。生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経由の上、東側側溝に接続し、排水するということでした。被害防除方策につきまして、造成中は、整地を行う程度であり、大規模な造成工事は行わないということでした。完成後については、特に影響はないということでした。近傍農地への被害防除方策については、いろいろな影響があった場合の対応としては、付近への影響は特にないと考えておりますが、被害が生じた場合には、転用者が自己の責任において保障するとともに万全の防除策を講じるということでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的は、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様方のご審議の方よろしく願いいたします。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
日程第4・議第26号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第26号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が14番は2番委員となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思えます。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）説明の前に、実は、総会開会前に誤りについてご指摘がありましたので、ご報告いたします。16番をご覧ください。案件の内容には不備はございませんが、3ページの利用権設定状況一覧表に記載してあります利用権の設定を受ける者のお名前の漢字の誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。見るの見ではなく、視聴覚の視です。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和4年5月16日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が50,477㎡、「畑」が442㎡、合計の50,919㎡あがってきております。一番下の所有権移転については今回はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が9件、再設定が7件、合計の16件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって、全ての案件につ

いては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。10時17分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（17番委員）16番の位置を確認したいのですが。

○（事務局係長）スクリーンをご覧ください。下に映っている黒い部分が農面道路です。橋を渡って100mほど下りた右側に農業用倉庫がありますが、その隣になります。右上の筆がたくさんある所には太陽光パネルが設置してあります。パネルが貼ってある上の方には葬祭場があります。

○（17番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

14番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の14番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第5・議第27号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- (事務局係長) 日程第5・議第27号 朗読
- (議長) 1番について7番委員の調査報告をお願いします。
- (7番委員) 議第27号、空き家に付属した農地の指定についてご報告いたします。所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は257㎡となっております。所有者は記載のとおりです。先日の5月11日に推進委員の20番委員と事務局と私で調査をいたしました。ここは先ほど許可していただきましたが、通路として転用された部分の残りです。この農地は、そんなに荒れておりませんでしたし、庭木なども植えられておりませんでしたので、何ら問題なく畑として利用できると判断いたしました。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- (25番委員) 場所はどこでしょうか。
- (7番委員) 場所につきましては、先ほどの4条申請の隣、宅地の目の前の部分になります。ここは畑となっております。
- (議長) ほかに質疑はありませんか。
- (1番委員) 空き家に付属した農地の取得については1aだったと思うのですが。
- (事務局係長) 前回の見直しで1aから0.1aになっております。
- (議長) 一番下のラインが0.1aということで、空き家に付属した農地に指定されれば、取得については、0.1a以上であれば可能ということになります。
- (17番委員) 空き家に付属した農地の面積については分かりますが、1a以上の上限はないのでしょうか。例えば、10aとかいろいろと出てくる可能性もあるかなと思います。いかがでしょうか。

○（事務局係長）上限はありませんが、権利の取得の日から5年以上継続してその農地を適切に耕作しなければならないので、その辺をご審議していただくことになると思います。また、空き家から離れている場合は付属しているとは考えにくいと思いますので、そういう案件があった場合はその時、総会でご審議いただければと思います。

○（議長）まだ面積が広い農地は上がってきた場合は皆さんでご審議していただいて、これは違うなどの判断はできるかと思います。その際には皆さんにお諮りいたしますので、よろしく願いをした

いと思います。

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

空き家に付属した農地の指定について報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第28号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第6・議第28号 朗読

○（議長）1番について13番委員の調査報告をお願いします。

○（13番委員）議第28号、1番の調査報告をいたします。総会議案書の8ページをご覧ください。この案件につきましては、令和4年5月18日に私と8番委員、事務局と現地調査を行いました。まず、(1)についてです。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで、面積は813㎡です。市道から北側に50mほど入った福川の右岸にある農地です。ここは令和2年7月豪雨災害で被災した農地となります。周辺には既に非農地となっているところもあり、雑木等が生い茂っており、土砂の堆積も20cm以上あることが確認されました。農地への復元は不可能と判断いたしました。協議しました結果、非農地証明書の交付については適当であると判断をいたしました。

次に（２）の調査報告をいたします。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで、面積は５５８㎡です。申請地は（１）の場所から水路を挟んで、東側の向かいにあり、令和２年７月豪雨災害で被災した農地になります。周辺は既に非農地になっているところもあり、雑木が生い茂っており、土砂の堆積も２５ｃｍ以上あることが確認されました。よって、農地の復元は不可能であると判断した農地でございます。協議しました結果、非農地証明の交付については適当であると判断をいたしました。

次に（３）の調査報告をいたします。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで、面積は１３０㎡です。申請地は消防署の裏から隣の町内へ抜ける里道を３００ｍほど入ったところであり、令和２年７月豪雨災害で被災した農地になります。周辺には既に非農地になっているところもあり、雑木等が生い茂っている農地です。道も無く、狭小地で農地に復元することは不可能であると判断をいたしました。協議しました結果、非農地証明の交付については適当であると判断をいたしました。以上、ご報告をいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
１番の（１）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
１番の（２）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
1番の(3)です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
2番について20番委員の調査報告をお願いします。
- (20番委員) それでは、議第28号の2番について調査報告をいたします。議案書の8ページをご覧ください。願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりでございます。この申請については、令和3年2月の総会でも非農地証明願が出されて、現地調査を行ったところでございますが、まだ草が少し生えていた程度であったために、証明書の交付については、不相当と判断しておりました。今回、また所有者から再度、非農地証明願が出されましたので、令和4年5月11日に私と7番委員と事務局で現地調査を行いました。申請地は球磨川沿いにある農地でありまして、荒れて雑草は生えておりましたが、まだ竹や雑木は無く、草を刈って耕せば農地に復元できると判断いたしました。協議をした結果、証明書の交付については、不相当と判断をいたしました。以上、報告いたします。

- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
3番について25番委員の調査報告をお願いします。

○（25番委員）おはようございます。議第28号、非農地証明願の3番について報告いたします。5月12日に5番委員と事務局と私の3名で調査をいたしました。願出人は記載のとおりです。面積は137㎡、地目は畑となっております。所在地については説明しにくいので、本日の総会で皆さんにどう説明しようかと悩んでおりましたが、だいたい申請地から3.5kmから4kmほど南に行くと宮崎県境になり、かつて集落のあった段塔町への入口付近です。いわゆる山の中に農地として残っていた土地になります。申請地は長年、放置された状態でありまして、雑木が生えて山林化が非常に進んでいる状態でした。また、申請地は迫になっておりまして、下の方によりやく見える状態であり、協議をしました結果、復元は不可能ということで、非農地証明については適当と判断をいたしました。以上、報告いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和4年度第5回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（10時40分 終了）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員